

ジカ熱に関する関係省庁対策会議の開催について

平成 28 年 2 月 2 日
国際的に脅威となる
感染症対策推進チーム長
決 定

- 1 国際的に脅威となる感染症対策推進チームの設置について（平成 27 年 9 月 11 日 国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議決定）第 5 項の規定に基づき、政府一体となってジカ熱に関する対策を総合的に推進する観点から、同対策に係る関係行政機関の検討及び調整の促進を図るため、ジカ熱に関する関係省庁対策会議（以下「関係省庁対策会議」という。）を開催する。
- 2 関係省庁対策会議の構成員は、別紙のとおりとする。
- 3 関係省庁対策会議は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他の関係者をオブザーバーとして招請することができる。
- 4 関係省庁対策会議の庶務は、厚生労働省、外務省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房国際感染症対策調整室において処理する。
- 5 その他関係省庁対策会議の運営に関する事項その他必要な事項は、チーム長が定める。

ジカ熱に関する関係省庁対策会議

主	査	内閣官房内閣審議官（国際感染症対策調整室長）
構	成	内閣官房内閣審議官（健康・医療戦略室次長）
	員	外務省大臣官房参事官（中南米局担当）
		外務省大臣官房審議官（国際協力局担当）
		外務省大臣官房審議官（地球規模課題担当）
		外務省領事局参事官
		文部科学省大臣官房審議官（研究振興局担当）
		厚生労働省大臣官房審議官（健康・生活衛生担当）
		国土交通省大臣官房審議官（危機管理）